第６号様式別表５の６記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

２　租税特別措置法施行令第27条の12の４第８項第３号又は第39条の46第８項第３号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「１」と記載すること。

３　「基準雇用者給与等支給額⑪」の欄は、次に掲げる場合に該当する場合は、同欄中「⑨×⑩」とあるのは「$⑨\times⑩\times\frac{70}{100}$」として計算した金額を記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の12の４第２項第４号ハ又は第68条の15の５第２項第４号ハに掲げる場合

⑵　租税特別措置法施行令第27条の12の４第８項第１号イ若しくはロ又は第39条の46第８項第１号イ若しくはロに掲げる場合

⑶　租税特別措置法施行令第27条の12の４第８項第４号又は第39条の46第８項第４号に掲げる場合

４　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、租税特別措置法施行令第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「適用年度㈠」の欄には「１」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「前事業年度又は前連結事業年度㈡」の欄には「０」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令第27条の12の４第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額⑲」の「適用年度㈠」及び「月別支給対象者の合計数⑳」の「適用年度㈠」の各欄には「１」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数⑳」の「前事業年度又は前連結事業年度㈡」の欄には「１」と記載すること。

５　「①のうち所得等課税事業に係る額㉗」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第９条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。